

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）放送部門映像・配線等業務
委託契約書

委託者 第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）放送部門映像・配線等業務の委託に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- | | |
|----------|--|
| (1) 名称 | 第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）放送部門映像・配線等業務 |
| (2) 内容 | 第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）放送部門映像・配線等業務仕様書のとおり |
| (3) 実施場所 | |
| (4) 実施方法 | |

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和7年7月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第152条第2号に準じて免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力

は、規則第60条第3項に基づき、会計管理者が支払書を作成し、取引店に送付した時点で生ずるものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、乙が甲の書面による事前の承諾を得ずに、この契約から生じる金銭債権を第三者に譲渡し、その旨を甲に通知したときは、甲は任意に次の各号のいずれかの対応をすることができる。この場合において、甲は、当該債権につき一切免責されるものとする。

(1) 譲受人とされた者への弁済

(2) 供託所への供託

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱い及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、業務の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は乙に対し必要な指示をすることができる。

(業務の内容等の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、第4条に規定する委託料を変更することができる。

(天災その他経済情勢の激変等による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(一般的損害)

第13条 業務の実施に関し生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(成果の報告)

第14条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(検査)

第15条 甲は、前条の報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査をしなければならない。

2 乙は、業務の成果が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、業務の補正に要する費用は、乙の負担とする。

3 前条及び第1項の規定は、業務の補正が完了したときについて準用する。

(委託料の支払)

第16条 乙は、業務の成果が甲の検査に合格した後、第4条に規定する委託料の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の正当な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を乙に支払わなければならない。